

高齢者の安全運転支援装置取付費用の補助制度を創設 ～アクセルとブレーキの踏み間違い事故防止を促進～

令和元年9月24日
京丹後市役所

市では、高齢運転者の交通事故の防止および事故時の被害軽減を目的に、高齢運転者が現在使用している自動車等に安全運転支援装置（注1）を購入・取り付けした場合、その費用の一部を支援する「京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金」制度を創設し、10月から申請を受け付けます。

（注1）アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する機能を有する装置「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」をいう。

◆補助制度創設の経過、目的

市では、高齢者の交通事故を減少させることを目的に、運転免許証自主返納支援事業を行っていますが、全国で相次いで発生している高齢運転者による事故のテレビ報道等の影響もあってか、同支援件数も前年の1.35倍（8月末現在）となっています。

一方、市域が広く、公共交通が都市部と比べ十分とはいえない状況において、運転に不安を感じる高齢者であっても容易に返納に踏み切れない場合もあることから、同支援事業と並行して、高齢者の移動手段の確保と生活意欲の維持を図りながら、より安全に運転を続けられるよう、自家用車に後付けする安全運転支援装置を購入・取り付けした際の費用の一部を補助する制度を創設するものです。

◆補助対象者 ※1～4のすべてに該当する方

- 1 京丹後市内に住民登録があり、令和2年9月30日現在で満75歳以上の方
- 2 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、安全運転支援装置を市内に店舗を有する事業者で購入・取り付けし、支払いを完了した方
- 3 自動車運転免許証を保有している方
- 4 市税等を滞納していない方

◆補助対象自動車 ※1～2のすべて該当する自動車

- 1 普通自動車、小型自動車または軽自動車で、自家用の用途に供する自動車（リース、レンタルを除く）
- 2 補助対象者の氏名、または同一世帯の家族の氏名が、自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に記載されている自動車

◆補助金額、補助率

○補助金上限額：3万円 ○補助率：1/2以内 ※交付は1人につき1回

◆提出書類受付期間、場所

- 受付期間：令和元年10月1日（火）から令和3年3月31日（水）まで（閉庁日を除く）の間
で、支払い完了後6カ月以内
- 受付場所：市民課または最寄りの市民局（峰山市民局を除く）

◆予算額

- 予算額：90万円（30件分）※令和元年度分（令和元年10月1日～令和2年3月31日）

◆問い合わせ先

京丹後市役所 市民環境部 市民課（人権・安全安心係）
電話：0772-69-0210 FAX：0772-62-6716

75歳以上の

高齢運転者の安全運転支援装置 取付費用を補助します

～アクセルとブレーキの踏み間違い事故防止のために～

【安全運転支援装置】

アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する機能を有する「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」をいう。



▶ 補助対象者 ※①～④のすべてに該当する方

- ①市内に住民登録があり、令和2年9月30日現在で満75歳以上の方
- ②令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、安全運転支援装置を市内事業者で購入・取り付けし、支払いを完了した方
- ③自動車運転免許証を保有している方
- ④市税等を滞納していない方

▶ 補助対象自動車 ※①～②のすべてに該当する自動車

- ①普通自動車、小型自動車または軽自動車で、自家用の用途に供する自動車（リース、レンタルを除く）
- ②補助対象者の氏名、または同一世帯の家族の氏名が、自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に記載されている自動車

▶ 補助率・補助金額

○補助率：1/2以内 ○補助金額：上限3万円 ※1人につき1回です

▶ 受付期間・場所

- 受付期間：令和元年10月1日から令和3年3月31日まで（閉庁日を除く）の間で、支払い完了後6カ月以内
- 受付場所：市民課または最寄りの市民局（峰山市民局を除く）

▶ 補助金手続きの流れ

①安全運転支援装置の取り付け

令和元年10月1日以降

市内の自動車整備事業者・カー用品量販店等で、安全運転支援装置を購入・取り付け

※装置を取り付けることができない場合がありますので、事前に取扱事業者へ確認してください。

②取付費用等の支払い

令和2年9月30日まで

事業者で購入・取付費用を支払い

③申請書類等の提出

支払い完了後、6カ月以内

市民課または市民局に申請書等を提出

【必要書類等】

- 補助金交付申請書<市民課、市民局、市ホームページに設置>
- 自動車運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 安全運転支援装置の購入・取り付け費用の分かる領収書の写し
- 安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し
- 申請者の世帯の住民票の写し（自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に記載されている氏名と申請者の氏名が異なる場合）

※ 審査上、その他書類の提出を求める場合があります。



④補助金の振込み

申請者名義の銀行口座へ補助金が振り込まれます

▶ ご注意

- 安全運転支援装置の取り付けや使用に伴う事故・損害等について、市はその責任を負いません。
- 虚偽または不正な行為等により補助金を受けた場合、補助金をお返しいただきます。

【お問合せ先】

京丹後市役所 市民環境部 市民課 人権・安全安心係 電話0772-69-0210